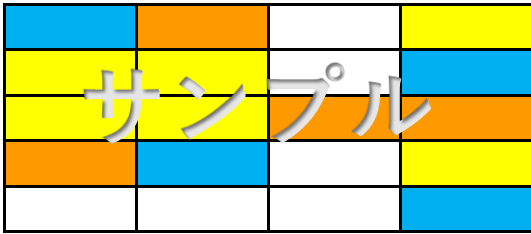


～現況地図の作成について～

現在の耕作状況(アンケート調査結果を反映)

(※一団の農地をイメージ)



≪凡例≫	オレンジ	規模縮小
	黄	現状維持
	青	拡大希望
	白	検討中

～Q&A～

質問	回答
(1) 地域計画とは何ですか	将来(10年後)の地域農業をどんな農業にしていきたいのか、大切な農地をどう守り、次の世代につないでいくかを話し合い方向性を明らかにする計画です。
(2) 地域計画の中身について	従来の「人・農地プラン」がどのような地域農業を目指すのか、担い手確保などの方針を示すもので、「地域計画」は地域で守るべき農地の10年後の姿を協議し、次の世代へ引き継ぐための地図作成が加えられています。
(3) 一度策定された地域計画は、10年間変更ができないのか	策定後の地域農業の実情に応じて随時変更をすることが可能です。例えば、新規就農者の参入や地区内に新たに道路が開通するなどの公共事業等による農地転用の必要性が生じた際などは変更が可能です。
(4) 地域計画の農業者名簿へ登録されることについて	地域農業の担い手として地域計画上に登録していきます。農地中間管理機構を介した農地の賃貸借契約や各種補助事業等において、登録されていないと要件やポイント加算などがされなくなる場合がありますので、登録をお願いいたします。登録者の情報については、今後策定にあたって公告を行います。氏名等の個人情報については伏せての公告となりますのでご安心ください。
(5) 計画の閲覧方法について	地域計画が地域の農業上の利用を図るために策定されるものであることに鑑み、原本が閲覧できる者は地域農業の利害関係者のみに制限されています。佐久市農政課へお問い合わせください。
(6) 地域計画策定後は農地の貸し借りや受委託は、すべて農地中間管理機構を通すのか	令和7年4月以降は地域計画の策定によらず農業経営基盤強化促進法に基づく貸借、いわゆる利用権設定による貸借ができなくなります。令和7年4月以降の農地の貸借は農地中間管理機構を介したもののか、農業委員会による許可を受けた相対契約のいずれかとなります。
(7) いつまでに将来の耕作者を決めなければいけないのか	期限はありませんが、今回の懇談会を将来の地域農業を考えるきっかけとしていただき、ご家族やご親族、地域の農業者の皆さんでお話しする出発点になればと考えています。令和7年度以降は地区での協議の場(懇談会)を順次開催していきますので、ぜひご参加ください。
(8) 複数の農地で耕作をしている場合、懇談会への参加や地域計画への登録はどうなりますか	複数の耕作地をお持ちの方は、可能な限り対象地区の懇談会すべてにご出席ください。また、すべての耕作地の計画に名前が登録されることとなります。

～今後の運用について～

- 令和6年度は、従来の「人・農地プラン」に、令和6年3月までに実施いたしました「地域計画の策定に向けたアンケート調査」を基にした「地域計画」を策定します。
- 地域計画は毎年地域の実情に即して変更をしていきます。市や農業委員会委員、JAなどへお気軽に営農や集積等に関してご相談ください。
- 令和7年度以降は、「人・農地プラン」に基づく佐久市内22地区の懇談会(協議の場)を随時開催していく予定です。
- 今年度は地域農業の現状を視覚的に把握していただき、認識を共通化する機会として懇談会を開催します。
- 今後は拡大を希望している農業者等が地域における中心経営体として、地域農業を次の世代に引き継げるよう協議を進めていきます。
- 今回の懇談会で、将来、だれがどの農地を耕作していくのか、また、地域農業の方向性が決まるわけではありません。**